

## 災害救助法が適用された地域のご契約者さまへ

このたびの災害により被害を受けた皆さまへ心からお見舞い申し上げます。一日も早い復旧をお祈りいたします。

当社では、この度災害救助法を適用された地域の被災契約者さまのご契約につきまして、お申し出により下記の特別取扱をいたします。

### 記

1. 保険料払込猶予期間の延長：

お申し出により、保険料の払込を猶予する期間を最大6ヶ月間まで延長いたします。

2. 保険金の簡易迅速なお支払い：

お申し出により、必要書類の一部を省略する等により、簡易迅速なお取り扱いをいたします。

□ 災害救助法の適用状況

○平成26年2月14日からの大雪による被害により適用

【平成26年2月16日適用】

長野県：茅野市・北佐久郡軽井沢町・諏訪郡富士見町

群馬県：安中市

【平成26年2月17日適用】

山梨県：富士吉田市・南巨摩郡早川町・南都留郡山中湖村・南都留郡富士河口湖町

埼玉県：秩父市・飯能市・秩父郡横瀬町・秩父郡皆野町・秩父郡長瀨町・秩父郡小鹿野町・

児玉郡神川町

＜お問い合わせ窓口＞

ブロードマインド少額短期保険株式会社

契約サービスチーム

電話. 0120-53-2610（平日 10:00～18:00）